プレス資料①
議案関係資料

令和８年第４回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件　　名
議案第１号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
議案第２号	神栖市手数料条例の一部を改正する条例
議案第３号	神栖市診療所開業資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第４号	令和８年度神栖市一般会計補正予算（第７号）
議案第５号	令和８年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）
議案第６号	令和８年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）
議案第７号	令和８年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第８号	令和８年度神栖市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第９号	令和８年度神栖市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第 10 号	指定管理者の指定について ・神栖市児童厚生施設
議案第 11 号	指定管理者の指定について ・神栖市運動施設
議案第 12 号	指定管理者の指定について ・神栖市文化センター
議案第 13 号	損害賠償の額を定めることについて

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．１

議案番号	件　　名	概　　要	備考
議案第１号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	神栖市次世代学校配置計画策定委員会を設置し、神栖市次世代学校配置計画の策定に関し必要な事項を協議検討するため、また、神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会を廃止するため、所要の改正を行うものであります。 **【改正内容】** **別表で神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会に関する事項を削除し、神栖市次世代学校配置計画策定委員会に関する事項を加える改正を行うもの。**	
議案第２号	神栖市手数料条例の一部を改正する条例	コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から交付される一部の証明書等に係る手数料を減額し、あわせて別表の規定を整理するため、また、路線バス福祉パスの再発行に係る手数料を新設するため、所要の改正を行うものであります。 **【主な改正内容】** **１．以下の手数料について、多機能端末機により交付する場合、金額を「50円」減額する。** **・戸籍の附票全部事項証明** **・戸籍の附票個人事項証明** **・印鑑登録証明** **・所得に関する証明** **２．路線バス福祉パスの再発行手数料「１件につき 200 円」を追加する。**	

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．２

議案番号	件　　名	概　　要	備考
議案第３号	神栖市診療所開業資金貸与条例の一部を改正する条例	貸与の対象となる診療所の要件を整理するため、所要の改正を行うものであります。 **【改正内容】** **第２条第１号に規定する貸与の対象となる診療所の要件を別途規則で定めることとする。**	
議案第４号	令和８年度神栖市一般会計補正予算（第７号） **補正予算の詳細は財政課作成資料を参照**	補正は歳入歳出それぞれ３億２，７６９万４千円を追加し、補正後の予算規模を４５１億８，９４７万４千円とするものであります。 補正前の額　４４，８６１，７８０千円 補　正　額　３２７，６９４千円 計　４５，１８９，４７４千円 補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、また、市道等の維持補修にかかる経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。	
議案第５号	令和８年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	補正は歳入歳出それぞれ１１５万２千円を追加し、補正後の予算規模を９６億８，０８９万６千円とするものであります。 補正前の額　９，６７９，７４４千円 補　正　額　１，１５２千円 計　９，６８０，８９６千円 補正の内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金を充てるものであります。	

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．３

議案番号	件　　名	概　　要	備考
議案第６号	令和８年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）	補正は歳入歳出それぞれ３９１万６千円を追加し、補正後の予算規模を６２億１３７万１千円とするものであります。 補正前の額　６，１９７，４５５千円 補　正　額　３，９１６千円 計　６，２０１，３７１千円 補正の内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金等を充てるものであります。	
議案第７号	令和８年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	補正は歳入歳出それぞれ８５万２千円を追加し、補正後の予算規模を１４億7，２３７万７千円とするものであります。 補正前の額　１，４７１，５２５千円 補　正　額　８５２千円 計　１，４７２，３７７千円 補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金を充てるものであります。	

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．４

議案番号	件　　名	概　　要	備考
議案第８号	令和８年度神栖市水道事業会計補正予算（第１号）	補正は、収益的支出の予定額に１，２５６万２千円を追加し、２９億７，３６６万８千円とするものであります。 （収益的支出） 補正前の額　２，９６１，１０６千円 補　正　額　１２，５６２千円 計　２，９７３，６６８千円 補正の主な内容につきましては、電気料の高騰により配水場電気料に不足が生じるため、配水及び給水費の増額について補正予算を計上するものであります。	
議案第９号	令和８年度神栖市下水道事業会計補正予算（第２号）	補正は、収益的支出の予定額に４，３４１万１千円を追加し、１９億６，７５６万２千円に、資本的支出の予定額に７７万円を追加し、１４億７，７０１万５千円とするものであります。 （収益的支出） 補正前の額　１，９２４．１５１千円 補　正　額　４３，４１１千円 計　１，９６７，５６２千円 （資本的支出） 補正前の額　１，４７６，９３８千円 補　正　額　７７０千円 計　１，４７７，０１５千円	

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．５

議案番号	件　　名	概　　要	備考
		補正の主な内容につきましては、処理水量の増加に伴う下水道処理費の不足分及び、給与改定に伴う人件費について補正予算を計上するものであります。	
議案第 10 号	指定管理者の指定について ・神栖市児童厚生施設 **【地方自治法】（抄）** **第２４４条の２　〔 略 〕** **２から５まで　〔 略 〕** **６　普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。** **〔 以下 略 〕**	神栖市児童厚生施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 **【指定管理者となる団体の名称及び所在地】** **シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社** **東京都調布市調布ヶ丘三丁目６番地３** **【指定の期間】** **令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）**	
議案第 11 号	指定管理者の指定について ・神栖市運動施設	神栖市運動施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 **【指定管理者となる団体の名称及び所在地】** **公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社** **茨城県神栖市溝口４９９１番地１０** **【指定の期間】** **令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）**	

プレス用

令和８年第４回神栖市議会定例会提出議案の概要

ＮＯ．６

議案番号	件　　名	概　　要	備考
議案第 12 号	指定管理者の指定について ・神栖市文化センター	神栖市文化センターについて指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 **【指定管理者となる団体の名称及び所在地】** **公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社** **茨城県神栖市溝口４９９１番地１０** **【指定の期間】** **令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）**	
議案第 13 号	損害賠償の額を定めることについて	損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	

【地方自治法第９６条（議会の議決事項）】

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第１３号

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

提　案　理　由

令和８年第４回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

条例に関するもの	３件
予算に関するもの	６件
指定管理者に関するもの	３件
損害賠償の額を定めることについて	１件

でございます。

議案第１号につきましては、神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてであり、神栖市次世代学校配置計画策定委員会を設置し、神栖市次世代学校配置計画の策定に関し必要な事項を協議検討するため、また、神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第２号につきましては、神栖市手数料条例の一部を改正する条例についてであり、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から交付される一部の証明書等に係る手数料を減額し、あわせて別表の規定を整理するため、また、路線バス福祉パスの再発行に係る手数料を新設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第３号につきましては、神栖市診療所開業資金貸与条例の一部を改正する条例についてであり、貸与の対象となる診療所の要件を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第４号につきましては、令和８年度神栖市一般会計補正予算（第７号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ３億２，７６９万４千円を追加し、補正後の予算規模を４５１億８，９４７万４千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、また、市道等の維持補修にかかる経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。

議案第５号につきましては、令和８年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ１１５万２千円を追加し、補正後の予算規模を９６億８，０８９万６千円とするものであります。補正の内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第６号につきましては、令和８年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ３９１万６千円を追加し、補正後の予算規模を６２億１３７万１千円とするものであります。補正の内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第７号につきましては、令和８年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ８５万２千円を追加し、補正後の予算規模を１４億７，２３７万７千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第８号につきましては、令和８年度神栖市水道事業会計補正予算（第１号）についてであり、補正は、収益的支出の予定額に１，２５６万２千円を追加し、２９億７，３６６万８千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、電気料の高騰により配水場電気料に不足が生じるため、配水及び給水費の増額について補正予算を計上するものであります。

議案第９号につきましては、令和８年度神栖市下水道事業会計補正予算（第２号）についてであり、補正は、収益的支出の予定額に４，３４１万１千円を追加し、１９億６，７５６万２千円に、資本的支出の予定額に７７万円を追加し、１４億７，７０１万５千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、処理水量の増加に伴う下水道処理費の不足分及び、給与改定に伴う人件費について補正予算を計上するものであります。

議案第１０号から議案第１２号までにつきましては、指定管理者の指定についてであり、議案第１０号においては神栖市児童厚生施設、議案第１１号においては神栖市運動施設、議案第１２号においては神栖市文化センターについて、それぞれ指定管理

者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第１３号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。